

別紙1

仕 様 書

本業務については、本仕様書に定めるところによる。甲とは、下関市をいい、乙とは受託者をいう。

1 業 務 名

南風泊市場海水揚水ポンプ維持管理業務

2 業 務 場 所

下関市彦島西山町五丁目10番1号他

3 実 施 期 間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業 務 内 容

当該業務は、設備（又は施設）の信頼性確保と機能の保全を目的として、設備の状況確認、動作確認、清掃、調整、給油、部品交換、修理等を行うもので、設備各部の異常の有無や、障害発生状況の把握ならびに各部の機能確認等のため、当該設備の状態に応じて、計測機器による測定や分析、作動テスト、清掃、目視による外観の異常の有無、前回点検時以降の変化の有無について確認を行うものである。また、ポンプの停止など緊急時には、迅速に対応を行うものである。

5 対 象 機 器 ・ 点 検 等 予 定 表

別紙「対象機器」「点検等予定表」参照

6 取 水 ポ ン プ（水 中 ポ ン プ） の 稼 働 状 況

・ No. 3 取水ポンプ 満水時常時待機、水位低下時運転開始

※No. 1・2・4 取水ポンプは休止中

7 緊 急 時 の 連 絡 体 制

乙は契約後、緊急連絡先を2名以上（第1・第2通報者）甲に連絡すること。故障・不具合時など緊急事態が発生した際は、乙は直ちに技術員を派遣できる体制を整え、夜間休日においても早急に現地到着できるよう必要な措置を講ずることとともに対応を行うこと。必要な措置を行った後は、速やかに甲に報告するものとする。

8 報告書の提出

乙は、定期点検終了後、速やかに実施した業務内容について、設備・機器の現状、状況変化やデータ経過等が把握できるよう次の事項について記載し、甲に報告するものとする。

【提出物】

- (1) 業務概要
- (2) 点検・整備記録（点検項目、測定結果、判定、整備内容等）
- (3) 不具合箇所の報告、改善方法、その他必要事項
- (4) 写真（着手前後及び作業中）

※点検予定表の番号毎に整理すること。

【報告時期】

半期毎に速やかに報告すること。

9 その他の事項

- ・保守点検等の実施日程については乙にて関係者と調整を行うこと。
- ・作業による海水供給停止時間は極力短くすること。特に冬季フグシーズンは海水供給の長期停止は困難であるため留意すること。
- ・清掃時は取水ポンプの一時供給停止を行う必要があるため、清掃の実施日程については調整を要する。実施日においての細かな海水供給停止・稼働時間は漁港運営の実情に応じ、乙にて関係者と調整を行うこと。
- ・海水取水ポンプ（水中ポンプ）の清掃において、海中の付着物は柵外に移動させることとし、海中の移動先は関係者協議による。
また、付着物の中で人工物（ビニール・プラスチック片等）においては収集し、適正に処分すること。
- ・海上作業を行う際は、作業届を下関海上保安署に提出、写しを甲へ提出すること。また、本業務について監視船は必要としない。
- ・しものせきエコマネジメントプランに基づく環境に関する特記事項は、別紙2「特記仕様書（環境編簡易）」のとおりとする。
- ・業務のうち、下関市暴力団排除条例による措置については、別紙3「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」とおりとする。
- ・この仕様書に定めのない事項については、甲、乙両者協議の上、決定するものとする。

対象機器

A 仮設荷さばき所 【H30 設置】

- ① かけ流し用ポンプ（片吸込渦巻ポンプ）（ポンプ室）
川本製作所 GEZ1006-4ME7.5
100φ×80φ×1320L/min×20m 7.5kw 4台
- ② 床洗浄用ポンプ（自動給水ユニット）（ポンプ室）
川本製作所 KZB406PE1.5
100φ×80φ×1320L/min×20m 1.5kw×2 1台（ポンプ2台※自動交互並列運転）
- ③ 水槽用冷却用ポンプ、チラーポンプ（自吸式ポンプ）（外部）
小型水槽用 川本製作所 GSP4-806CE2.2
80φ×65φ×375L/min×15m 2.2kw 4台
大型水槽用 川本製作所 GSP4-506CE1.5
50φ×40φ×280L/min×11m 1.5kw 2台
小型水槽用 川本製作所 GSP4-506CE2.2
50φ×40φ×210L/min×17m 2.2kw 2台
大型水槽用 川本製作所 GSP4-506CE1.5
50φ×40φ×240L/min×14m 1.5kw 1台
- ④ 一次貯水槽（FRP槽）
三菱ケミカルインフラテック株式会社 ヒシタンクGF型 1台
容量37.5m³（2.5×6.0×2.5H）
単盤構造、海水対応型、液面スイッチ（フリクトレベルスイッチ）
- ⑤ 原水槽（コンクリート製水槽）（外部）
小型水槽用 4.3×1.7m（ウォーターラインH1.2m） 2ヶ所
大型水槽用 1.4×1.4m（ウォーターラインH1.2m） 1ヶ所
- ⑥ 取水ポンプ（水中ポンプ）
新明和工業株式会社 CN200-F φ200 5m³/min×15.2m 1台（No.3）

B 活魚施設（F棟）

- ① 海水取水ポンプ 3台 【R5 取替】
川本製作所 GEZ-806-2ME5.5 80A×65A×0.85m³/min ×24m×5.5kw
- ② 雑用取水ポンプ 2台 【R5 取替】
川本製作所 GSZ2-406-CE1.5 40A×40A×0.15m³/min ×25m×1.5kw
- ③ 循環ポンプ 4台 【R5 取替】
川本製作所 GSP2-806CE2.2 80A×65A×0.5m³/min ×12.7m×2.2kw

R8 南風泊市場海水揚水ポンプ維持管理業務

内訳書

番号	名 称	種別寸法	数量	単位	単価	金額	概要
	直接業務費						
A	【仮設荷さばき所】						
1	かけ流し用ポンプ 点検	4台	4	回			
2	床洗浄用ポンプ 点検	1ユニット (ポンプ2台)	4	回			
3	水槽冷却用ポンプ 点検	9台	2	回			
4-1	一次貯水槽 清掃・点検	1基	1	回			
4-2	一次貯水槽 簡易清掃・点検	1基	2	回			
5	一次貯水槽フリクト 点検等	6個	4	回			
6	原水槽 清掃点検	3ヶ所	1	回			
7	海水取水ポンプ 清掃点検	1台	1	回			
8	送水配管 点検	1式	1	回			
9	配管詰り清掃	1式	2	箇所			
	A-計						
B	【活魚施設 (F棟)】						
1	海水取水ポンプ点検	3台	1	回			
2	雑用取水ポンプ点検	2台	1	回			
3	循環ポンプ点検	4台	1	回			
	B-計						
C	【その他】						
1-1	仮設ポンプ類整備 かけ流し	1台	2	台			
1-2	仮設ポンプ類整備 床洗浄	2台	2	台			
1-3	プロアファン	4台	4	台			
2	緊急対応業務	1式	2	回			
	C-計						
	直接業務費 計						
	諸経費 (雑材消耗品・交通費含む)						
小計	業務費						
	消費税相当額		1	式			
	計						

別紙 2

特記仕様書(環境編簡易)

甲は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、甲の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取り組みには乙の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、乙は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

1 環境関連法令について

乙は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

2 事故発生時の対応

乙は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

3 苦情発生時の対応

乙は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

4 配慮事項

乙は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。
- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング制度(エコマーク・グリーンマーク)の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル(分別)可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第 1 条 甲と乙は、下関市暴力団排除条例(平成 23 年条例第 42 号)第 3 条に規定する基本理念に基づき、同条例第 6 条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第 2 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - (2) 暴力団(暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 乙が、第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合(第 6 号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約(以下「本契約」という。)の規定による。

(関係機関への照会等)

第 3 条 甲は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、乙に対して、役員等について名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、乙が前条第 1 項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

(本契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

- 第4条 乙は、自ら又は本契約の下請若しくは受託をさせた者(この条において「下請事業者等」という。)が暴力団又は暴力団員から、本契約の適正な履行の妨害又は本契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。
- 2 甲、乙及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、本契約の履行の妨害又は本契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。